

# 検討参考資料

令和元年10月15日

**農林水産省**  
**政策統括官**

# 目 次

## 1 全般的事項

- ①水稲うるち玄米の2等以下格付割合の推移（データ） . . . . . 2
- ②水稲うるち玄米の2等以下格付割合の推移（グラフ） . . . . . 3

## 2 胴割粒に関する資料

- ①農産物規格・検査に関する懇談会における中間論点整理（抜粋） . . . . . 5
- ②胴割粒による2等以下格付割合の推移 . . . . . 6
- ③胴割粒の基準及び農産物検査の流れ . . . . . 7
- ④胴割粒に関する穀粒判別器の精度 . . . . . 8

## 3 着色粒に関する資料

- ①農産物規格・検査に関する懇談会における中間論点整理（抜粋） . . . . . 10
- ②着色粒による2等以下格付割合の推移 . . . . . 11
- ③着色粒をめぐる状況【品位規格】 . . . . . 12
- ④着色粒をめぐる状況【技術の進展（色彩選別機）】 . . . . . 13
- ⑤着色粒の基準について . . . . . 14
- ⑥着色粒に関する穀粒判別器の精度 . . . . . 16

## 4 参考

- 【参考】農業競争力強化プログラム等 . . . . . 18
- 【参考】国内産米穀の検査手順 . . . . . 19
- 【参考】農業競争力強化プログラムへの対応（農産物規格・検査の見直し） . . . . . 20

# 1 全般的事項

---

# ① 水稻うるち玄米の2等以下格付割合の推移(データ)

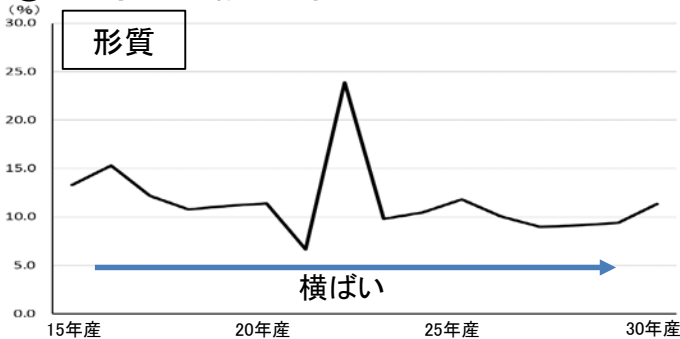
(単位:トン、%)

	15年産	16年産	17年産	18年産	19年産	20年産	21年産	22年産	23年産	24年産	25年産	26年産	27年産	28年産	29年産	30年産
検査数量	3,936,238	4,770,829	5,047,547	4,776,481	4,805,870	5,093,440	4,818,603	4,859,642	4,753,195	5,041,489	5,205,717	5,274,672	4,868,582	4,928,745	4,763,550	4,324,483
① 形質	13.30	15.32	12.15	10.76	11.12	11.38	6.69	23.91	9.80	10.46	11.81	10.08	9.00	9.11	9.41	11.34
② 整粒不足	6.11	7.74	5.24	4.35	3.80	4.27	3.95	7.10	4.83	4.36	4.29	4.46	3.78	3.08	4.01	4.49
③ 着色粒	4.41	2.92	5.84	4.16	3.41	3.02	2.53	5.02	3.02	4.17	3.03	2.97	3.25	2.90	3.19	2.39
④ 被害粒	1.41	2.28	1.05	1.61	1.40	0.85	1.07	1.47	1.03	2.11	1.38	0.55	0.96	1.02	0.65	0.81
⑤ 異種穀粒	0.65	0.46	0.43	0.49	0.46	0.33	0.44	0.28	0.32	0.33	0.31	0.31	0.30	0.33	0.25	0.29
⑥ 死米	0.17	0.24	0.16	0.16	0.13	0.12	0.12	0.11	0.14	0.09	0.13	0.21	0.15	0.12	0.16	0.12
⑦ 水分過多	0.03	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.01	0.03	0.03	0.03	0.03	0.04	0.02	0.03	0.03	0.05

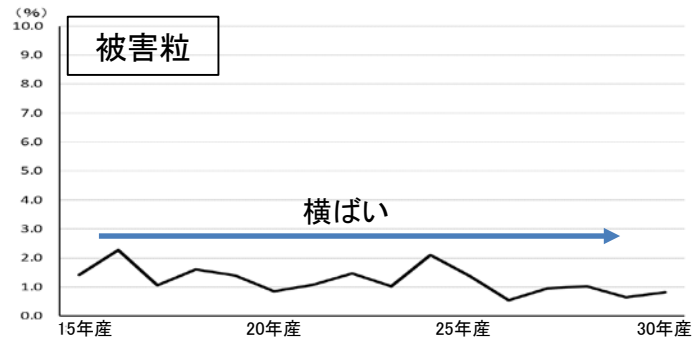
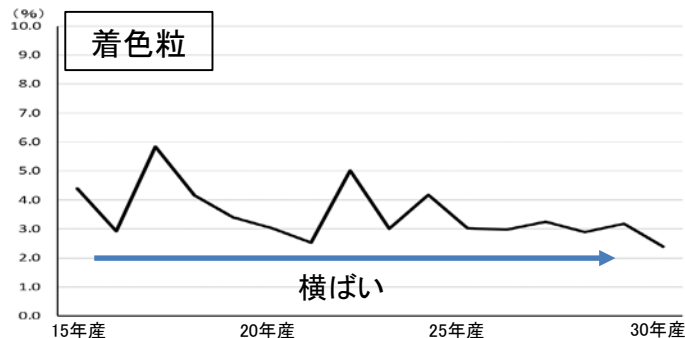
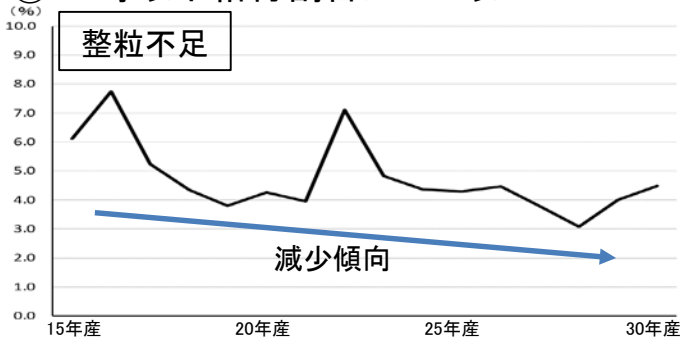
※ 2等以下の等級に格付けされた理由の割合。

## ② 水稲うるち玄米の2等以下格付割合の推移(グラフ)

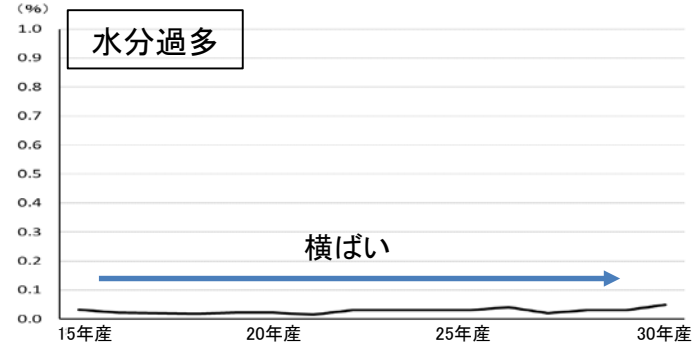
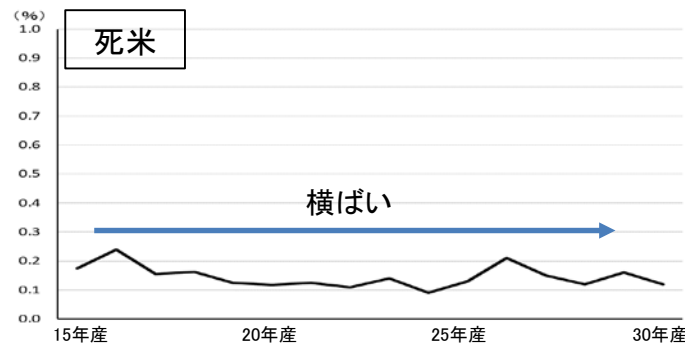
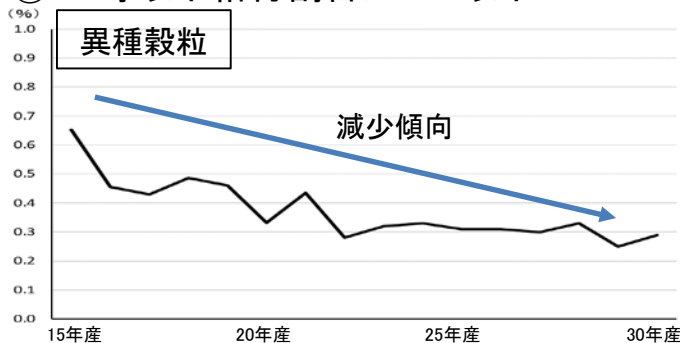
### ① 2等以下格付割合が10%以上



### ② 2等以下格付割合が1%以上



### ③ 2等以下格付割合が1%以下



## 2 胴割粒に関する資料

---

# ① 農産物規格・検査に関する懇談会における中間論点整理(抜粋)

## ■ 農産物規格・検査に関する懇談会における中間論点整理（平成31年3月29日）【抜粋】

### (2) 規格項目の追加及び削減

#### 【主な論点】

- 米穀卸売事業者・精米工場や食品製造事業者（炊飯業者）が重視する規格項目として、「胴割粒」などが挙げられている。
- 胴割粒などの項目の追加を、検査コストを考慮しつつ検討してもよいのではないか。穀粒判別器の測定結果を参考値として出すなどの活用方法を検討してみてはどうか。
- 胴割れの程度によってクレームの有無が異なるため、規格化する場合はどう線引きするか検証が必要。  
現場では胴割粒が許容できるレベルのものを細かく確認しており、規格化するとなるとたいへんなコストになる。

#### 【中間論点整理】

胴割粒などの新たな規格の追加や削減の可否について、専門家で構成される検討会においてより技術的な検討を行い、結論を得る必要。

ただし、新たな規格の追加が検査現場でのコストの増加につながらないように留意する必要。

## ② 胴割粒による2等以下格付割合の推移

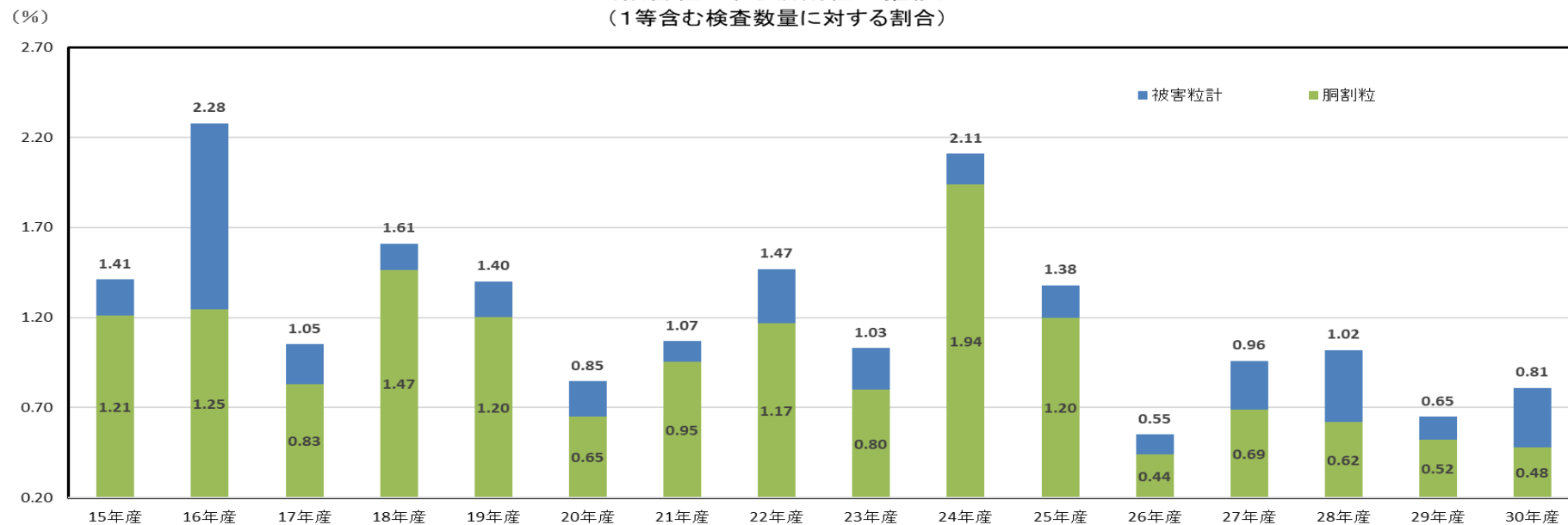
- 2等以下に格付けされた理由のうち、胴割粒の混入によるものは平成15年産から平成30年産までの平均で約1%。
- 胴割粒の混入により2等以下に格付けされた割合は、被害粒（発芽粒、胴割粒、砕粒等）の中では最も多い。

(単位:トン、%)

	15年産	16年産	17年産	18年産	19年産	20年産	21年産	22年産	23年産	24年産	25年産	26年産	27年産	28年産	29年産	30年産
検査数量	3,936,238	4,770,829	5,047,547	4,776,481	4,805,870	5,093,440	4,818,603	4,859,642	4,753,195	5,041,489	5,205,717	5,274,672	4,868,582	4,928,745	4,763,550	4,324,483
被害粒計	1.41	2.28	1.05	1.61	1.40	0.85	1.07	1.47	1.03	2.11	1.38	0.55	0.96	1.02	0.65	0.81
胴割粒	1.21	1.25	0.83	1.47	1.20	0.65	0.95	1.17	0.80	1.94	1.20	0.44	0.69	0.62	0.52	0.48
胴割粒以外	0.20	1.03	0.22	0.15	0.20	0.20	0.11	0.30	0.23	0.17	0.18	0.11	0.27	0.40	0.13	0.33

- 注：1) ラウンドの関係で計と内訳が一致しない場合がある。  
 2) 「0」は単位に満たないもの、「-」は事実がないものを示す。  
 3) 15年産～21年産の異種穀粒の割合は、全検査数量に対して割り戻して算出したものである。  
 4) 30年産は3月末速報値、その他の年産は確定値である。

水稻うるち玄米の検査数量に対する格付理由  
 (被害粒のうち胴割粒の推移)  
 (1等含む検査数量に対する割合)



(穀物課作成資料)



### ③ 胴割粒の基準及び農産物検査の流れ

- 農産物検査に関する基本要領（平成21年5月21日付け21総食第213号農林水産省総合食料局長通知）において、胴割粒の定義及び基準を定めている。

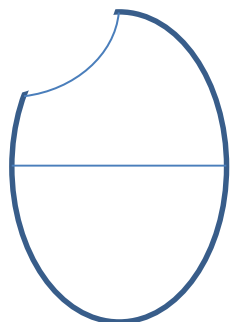
#### 【胴割粒の定義及び基準】

- 胴割粒の定義

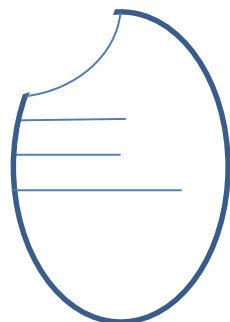
胚乳部に亀裂のある粒をいう。

- 胴割粒の基準

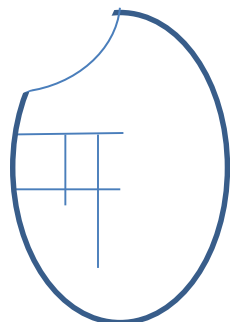
- (1) 粒平面に横1条の亀裂がすっきり通っているもの。
- (2) 粒平面に完全に通っていない亀裂が横2条、他の粒平面から見て発生部位の異なる亀裂が横2条あるもの。
- (3) 粒平面に完全に通っていない亀裂が横3条以上あるもの。
- (4) 粒平面に亀裂の程度を問わず縦に亀裂のあるもの。
- (5) 粒平面に亀甲型の亀裂のあるもの。



(1)の例



(3)の例



(4)の例

#### 【胴割粒の検査の流れ】

1 目視により胴割粒であるか鑑定を行う



(目視のみでは判断できない場合)

2 穀粒透視器を活用して胴割粒であるか鑑定を行う



(精米の品質及び精米歩合に影響を及ぼす恐れがある場合)

3 小型試験用とう精機で玄米をとう精し、疑わしい粒が碎けるか確認



胴割粒

#### ④ 胴割粒に関する穀粒判別器の精度

- 中間論点整理を踏まえ、穀粒判別器の測定精度や効果的な検査方法等を検討した「穀粒判別器に関する検討チーム」において、胴割粒については、①一定の水準を満たす場合、胴割粒が1000粒中1粒、5粒、10粒混入している場合において検査機器として利用できる精度を有していること、②目視よりも穀粒判別器の方が精度が高い傾向が見られるとの整理を行った。
- これを踏まえ、令和2年産米から被害粒計等の判定を行う際の参考として、一定の精度を有する穀粒判別器による胴割粒の測定値も活用可能とする予定。

○ 胴割粒に関する穀粒判別器の精度(第4回穀粒判別器に関する検討チーム資料より抜粋)

	混入数	A社	B社	C社	目視検査との比較
胴割粒 《判断基準》 5粒(0.5%)以内	1粒	0.630	1.263	1.502	目視より精度が高い傾向
	5粒	1.093	1.605	2.381	
	10粒	1.169	1.977	3.947	
	50粒	6.688	8.912	17.699	

※測定結果は、合成された標準偏差（標準誤差の2乗と標準偏差の2乗の和の平方根）の2倍の値

- 令和2年産からの取扱い  
 令和2年産から、穀粒判別器も活用した農産物検査を可能とする方針。  
 胴割粒は農産物検査の単独の規格項目とはなっていないため、胴割粒に係る穀粒判別器による判定方法を告示には位置付けないが、被害粒等計の判定を行う際の参考として穀粒判別器による胴割粒の測定値が活用可能である旨を通知する予定。

### 3 着色粒に関する資料

---

# ① 農産物規格・検査に関する懇談会における中間論点整理(抜粋)

## ■ 農産物規格・検査に関する懇談会における中間論点整理（平成31年3月29日）【抜粋】

### (3) 着色粒の基準

#### 【主な論点】

- 生産者及び集荷業者・大型乾燥調製施設の約5割が「（着色粒の基準は）現状のままでよい」との意見である一方、生産者の約3割、集荷業者・大型乾燥調製施設の約4割が「緩和すべき」との意見。
- 地方自治体からも、着色粒の規格の廃止や見直しを求める意見がある。
- 基準を緩和すると農家は農薬を使用しなくなり、混入割合が大きくなる。
- 消費者の求める水準、色彩選別機の能力や除去に要するコスト、手間、時間等を踏まえ検討すべき。
- 現行規格より厳格に運用しているが、それでも消費者からクレームが来る。色彩選別機による除去はそれなりの手間がかかるが、全ての着色粒が除去できるわけではないので、現実的には緩和は困難が伴うのではないか。
- 消費者の中にはネオニコチノイド系農薬に関心を持つ者がいる。着色粒の基準をクリアするためのために生産者はカメムシ等の防除にこれを使用しているが、ネオニコチノイド系農薬の使用はEUでも規制された。着色粒の基準の緩和や農薬使用量・散布回数の低減を検討すべき。

#### 【中間論点整理】

着色粒の基準については、消費者が求める水準や色彩選別機での除去は相当なコストを伴うことなどを考慮すれば、基準の緩和は難しいのではないか。

一方、着色粒の基準の緩和を求める現場及び消費者からの声があることにも留意する必要。

## ② 着色粒による2等以下格付割合の推移

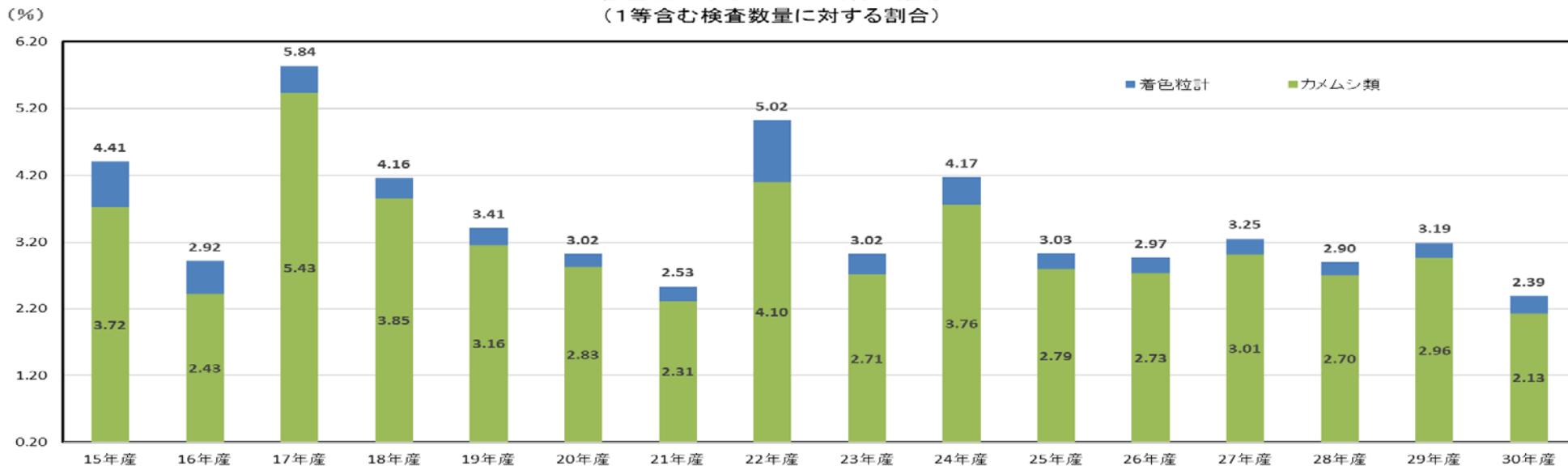
- 2等以下に格付けされた理由のうち、着色粒の混入によるものは平成15年産から平成30年産までの平均で約4%。
- カメムシ類による着色粒の混入により2等以下に格付けされた割合は、平成15年産から平成30年産までの平均で約3%。

(単位:トン、%)

	15年産	16年産	17年産	18年産	19年産	20年産	21年産	22年産	23年産	24年産	25年産	26年産	27年産	28年産	29年産	30年産
検査数量	3,936,238	4,770,829	5,047,547	4,776,481	4,805,870	5,093,440	4,818,603	4,859,642	4,753,195	5,041,489	5,205,717	5,274,672	4,868,582	4,928,745	4,763,550	4,324,483
着色粒計	4.41	2.92	5.84	4.16	3.41	3.02	2.53	5.02	3.02	4.17	3.03	2.97	3.25	2.90	3.19	2.39
カメムシ類	3.72	2.43	5.43	3.85	3.16	2.83	2.31	4.10	2.71	3.76	2.79	2.73	3.01	2.70	2.96	2.13
カメムシ類以外	0.68	0.49	0.41	0.31	0.26	0.19	0.22	0.92	0.31	0.42	0.24	0.24	0.24	0.20	0.23	0.26

- 注：1) ラウンドの関係で計と内訳が一致しない場合がある。  
 2) 「0」は単位に満たないもの、「-」は事実がないものを示す。  
 3) 15年産～21年産の異種穀粒の割合は、全検査数量に対して割り戻して算出したものである。  
 4) 30年産は3月末速報値、その他の年産は確定値である。

水稻うち玄米の検査数量に対する格付理由  
 (着色粒のうちカメムシ類の推移)  
 (1等含む検査数量に対する割合)



(穀物課作成資料)

### ③ 着色粒をめぐる状況【品位規格】

- 着色粒は、混入に対するクレームを背景に、昭和49年に被害粒から独立した混入限度を設定。
- 当時、流通段階で着色粒を除去することが困難であったことから、産地段階で混入させないことを前提とした混入限度（一等の混入限度0.1%（1,000粒に1粒まで））を設定。
- その後、現在までに次のとおり事情が変化。
  - ① 産地においては、農薬を用いてカメムシ類を防除する一方で、色彩選別機を導入した一部の産地では、農産物検査の受検前に色彩選別機を用いて着色粒を除去する取組が普及。
  - ② 精米事業者においては、色彩選別機が普及したことによって、精米工程の中で他の異物等と一緒に除去できる体制が整備。
- 厳しい規格により生産者に過度な生産管理を強いているとの声がある一方で、着色粒は依然として消費者からのクレームの主原因であり、流通段階での着色粒の除去には多額のコストがかかるため、生産段階での十分な対策が必要との声もあるところ。

#### ○着色粒（水稻うるち玄米）



1等(1粒)

2等(3粒)

3等(7粒)

※サンプルは、それぞれ約1000粒

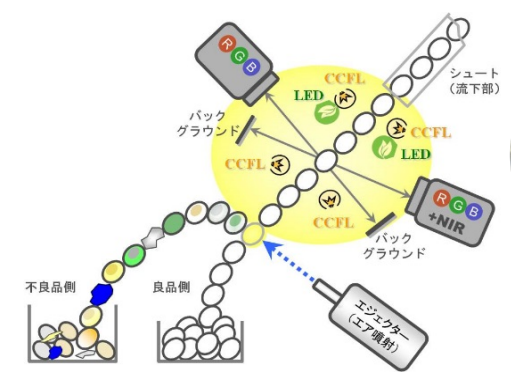
# ④ 着色粒をめぐる状況【技術の進展(色彩選別機)】

○ 米の生産・流通のそれぞれの段階で着色粒等を除去するために活用されている色彩選別機は、近年、性能が向上するとともに価格が低下。

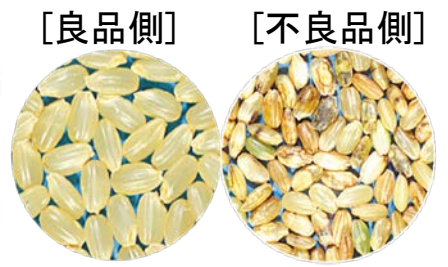
## 【色彩選別機の機能及び性能】

- ・ 色彩選別機は、玄米又は精米の段階で、製品の歩留まり低下や消費者からのクレームの要因となる着色粒等を除去するもの。
- ・ 一般に、機器内のカメラで識別した着色粒等を風圧で吹き飛ばすことによって除去。完全に着色粒等を除去するために、何度か繰り返し機器を通すこともある。
- ・ 除去する着色粒等の選別精度は、玄米又は精米の状態に応じて調節することが可能。

(色彩選別機の仕組みのイメージ)



(選別後の米のイメージ)



## 【普及状況】

- ・ 昭和54年に開発されて以来、改良が進み、性能が向上するとともに価格が低下しており、大型精米工場※(約400)のほぼ全てで導入。  
※ 50馬力以上の精米機を有する卸売業者・小売業者の大型精米工場
- ・ また、全国のカントリーエレベータの7割程度(約500施設)で導入しているなど、産地においても普及。

### (導入時との性能等の比較)

導入当初 (1979年頃)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1台のモノクロカメラで一粒ずつ処理</li> <li>・ 除去できるのは全面着色粒(黒い粒)のみ</li> <li>・ 処理能力: 精米0.5t/h</li> <li>・ 価格: 3,000~4,000万円程度</li> </ul>
現在	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 複数台のフルカラーCCDカメラ(+近赤外線カメラ)で複数の粒を同時に処理</li> <li>・ 部分着色粒、未熟粒、米と同色の異物も除去</li> <li>・ 処理能力: 精米0.5t/h~2.9t/h、玄米0.7t/h~2.6t/h (※複数機を連結することにより10t/h程度の能力で処理することも可能)</li> <li>・ 価格: 200万円程度(玄米1t/h規模)~700万円程度(玄米3t/h規模)</li> </ul>

(色彩選別機)  
主に  
精米工場向け



主に  
生産者向け



資料: 全国米穀業者名簿(2017版)(米穀新聞社) 穀物課作成資料

## ⑤ 着色粒の基準について

### 1 第1回懇談会での御意見

- 現行規格より厳格に運用しても、クレームが出る。色彩選別機でも全部は除けない。消費者の意見を踏まえ検討すべき。
- 緩和すると農家は農薬を使用しなくなり、混入割合が大きくなることにつながるだろう。現場で出回っている色彩選別機の精度なども考慮して検討してほしい。

### 2 現場の声

- 農産物検査（お米）に関するアンケートでは、着色粒の混入限度について
  - ・ 生産者及び集荷業者・大型乾燥調製施設の約5割が「現状のままでよい」と回答。一方で、生産者の約3割、集荷業者・大型乾燥調製施設の約4割が「緩和するべき」と回答。
  - ・ 米穀卸売事業者・精米工場の約6割、米穀小売事業者の約4割、食品製造事業者（炊飯業者）の約7割、スーパーマーケット・コンビニエンスストアの約8割が「現状のままでよい」と回答。一方で、米穀卸売事業者・精米工場の約3割、米穀小売事業者の約5割、食品製造事業者（炊飯業者）及びスーパーマーケット・コンビニエンスストアの約1割が「厳しくするべき」と回答。
  - ・ 行政機関の約4割、登録検査機関の約5割が「現状のままでよい」と回答。一方で、登録検査機関の約4割、行政機関の約5割が「緩和するべき」と回答。
  - ・ 消費者の約5割が「現状のままでよい」と回答。一方で、消費者の1割が「緩和するべき」と回答。
- 平成27年度～平成30年度に、農産物検査の見直しを求める地方自治法（昭和22年法律第67号）第99条に基づく意見書が9件提出されており、そのうち8件に、「着色粒」の規格の廃止や見直しを求める意見が含まれている。  
（例）秋田県五城目町議会意見書（平成30年6月）「農産物検査法「着色粒」の規定を廃止すること。」



### 3 着色粒の発生防止及び除去の取組

- 生産段階では、カメムシ等の防除のための農薬散布が行われている。また、乾燥調製過程において色彩選別機による着色粒の除去が行われている。また、流通段階においても、とう精の工程において色彩選別機による除去が行われている。

#### 生産・流通段階における着色粒の発生防止及び除去の取組

##### 生産者

ほ場

カメムシ等の防除  
(農薬散布)

収穫

(もみ→玄米)  
色彩選別機(玄米)

(カントリーエレベーター等)  
乾燥調製

色彩選別機の導入状況(モノクロカメラとカラーカメラの機種の割合等)※機器メーカー(1社)から聴き取り

- ・生産者  
カラーカメラの機種が発売された2010年以降に導入
- ・カントリーエレベーター  
モノクロカメラが約6割、カラーカメラが約4割

着色粒を除去

着色粒を除去して出荷

農産物検査(検査規格)

1等は、  
0.1%  
(1,000粒に  
1粒)まで

1等の  
比率は、  
80%程度

##### 精米事業者

とう精

(玄米→精米)

色彩選別機

着色粒を除去

商品

着色粒を除去して出荷

消費者

## ⑥ 着色粒に関する穀粒判別器の精度

- 中間論点整理を踏まえ、穀粒判別器の測定精度や効果的な検査方法を検討した「穀粒判別器に関する検討チーム」において、着色粒については、①各社の測定精度にばらつきがみられ、穀粒判別器の判定精度は目視を下回る傾向にあることや、目視よりも少ない測定結果を示す傾向があること、②1,000粒中1粒、5粒、10粒混入している場合において、合成された標準偏差（標準誤差の2乗及び標準偏差の2乗の和の平方根）の2倍が、0.05%（粒数で表すと0.5）以内であることを満たす機器であることを前提として考えると、検査等級の境界領域に近い1,000粒中1粒、3粒、7粒が混入した場合には目視によることとし、それ以外の場合は検査機器の測定結果を活用可能とすることが適切であるとの整理を行った。
- これを踏まえ、令和2年産米から一定の精度を有する穀粒判別器を活用可能とするため、告示等の改正を予定。

- 着色粒に関する穀粒判別器の精度（第4回穀粒判別器に関する検討チーム資料より抜粋）

	混入数	A社	B社	C社	目視検査との比較
着色粒 〔 《判断基準》 0.5粒(0.05%)以内 〕	1粒	0.363	0.756	0.365	目視より精度が低い傾向
	5粒	0.467	1.327	1.728	
	10粒	0.514	1.859	3.514	

※測定結果は、合成された標準偏差（標準誤差の2乗と標準偏差の2乗の和の平方根）の2倍の値

- 令和2年産からの取扱い
  - ・ 令和2年産から、穀粒判別器も活用した農産物検査を可能とする方針。
  - 〔 着色粒の穀粒判別器を活用した場合の判定方法については、
    - ① 機器の測定結果が0.1%、0.3%及び0.7%でない場合は、この結果により判定する。
    - ② 機器の測定結果が0.1%、0.3%及び0.7%である場合は、目視により判定する。〕

## 4 参考

---

## 【参考】農業競争力強化プログラム等

- 農業競争力強化プログラム等に基づき、農産物の流通・加工構造の改革の一環として、農産物検査法の規格については、流通ルートや消費者ニーズに即した合理的なものに見直すこととされている。
- 農業競争力強化プログラム（平成28年11月29日 農林水産業・地域の活力創造本部決定）  
農業者の努力・創意工夫と消費者のニーズ・評価が双方で情報交換できるようICTを最大限に活用するとともに、農産物の規格（従来の出荷規格・農産物検査法の規格等）についてそれぞれの流通ルートや消費者ニーズに即した合理的なものに見直す。
- 農業競争力強化支援法（平成29年法第35号）〔平成29年8月1日施行〕  
第十一条 国は、農産物流通等の合理化を実現する上で必要な事業環境の整備のため、次に掲げる措置その他の措置を講ずるものとする。  
二 農産物流通等に係る規格について、農産物流通等の現状及び消費者の需要に即応して、農産物の公正かつ円滑な取引に資するため、国が定めた当該規格の見直しを行うとともに、民間事業者が定めた当該規格の見直しの取組を促進すること。  
  
第十六条（略）  
2 政府は、おおむね五年ごとに、前二節に定める施策を含め、良質かつ低廉な農業資材の供給又は農産物流通等の合理化を実現するための施策の在り方について、農業者による農業の競争力の強化の取組を支援する観点から検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。  
  
附 則  
第二条（略）  
2 第十六条第二項の規定による最初の検討は、この法律の施行の日からおおむね二年以内に行うものとする。
- 未来投資戦略2018（平成30年6月15日 閣議決定）  
農産物の規格（従来の青果物等の出荷規格・農産物検査法の規格等）について、品目ごとの流通ルートや消費者ニーズに即した合理的なものに見直す。

# 【参考】国内産米穀の検査手順

① 検査請求  
(検査請求者)



② 検査請求の受理



③ 受検品の搬入・配列  
(検査請求者)



④ 受検品の確認

数量及び記載事項の確認



⑤ 荷造り及び包装の検査



※包装については、配布前に事前検査を行う場合もあります。



⑥ 量目の検査



⑦ 試料の採取



※農産物検査員が補助者に依頼している場合もあります。



⑧ 種類・生産年・銘柄・品位の検査



鑑定



水分の測定



検査結果の記録



⑨ 検査証明



等級証印等の押印



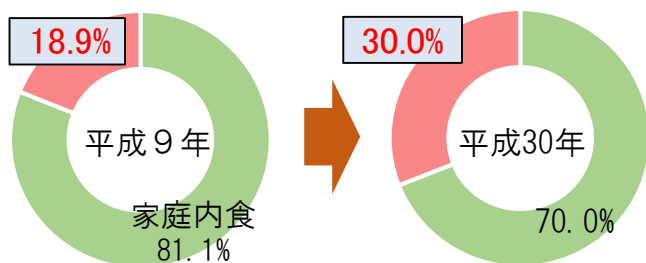
# 【参考】農業競争力強化プログラムへの対応（農産物規格・検査の見直し）

- 農産物規格・検査の見直しの方向性を検討するため、本年1月から「農産物規格・検査に関する懇談会」を開催し、3月に中間論点整理を行った。この中では、現行の農産物規格・検査の基本は堅持しつつ見直しの方向性を整理。
- この中間論点整理を踏まえ、これまでに以下の見直し等を実施。
  - ① 現行の農産物規格・検査について、検査結果の報告内容の削減等の検査関係事務の効率化や農産物検査員の検査精度の向上に向けた取組の見直しに関する省令・告示等の改正を行った。
  - ② 穀粒判別器の活用について、計量の専門家等で構成する「穀粒判別器に関する検討チーム」を開催し、穀粒判別器を活用する場合の測定方法等を8月末に取りまとめ。今後、2020年産米の検査に穀粒判別器を活用できるよう、告示等を改正の予定。
- また、規格の項目の追加及び削減や、交付金の交付要件等及び袋詰め玄米及び精米の表示要件について、懇談会で示された多様な意見に留意しつつ、見直しの検討や所管省庁とも議論していく予定。

## 米流通をめぐる情勢の変化

### ○米消費における中食・外食の割合(全国)

中食・外食



資料：農林水産省「米の1人1ヶ月当たり消費量」及び米穀機構「米の消費動向調査」

### ○流通の過程において活用されている新たな技術の例

納入された米の品質確認のため、現場において、品位を測定する機器が活用されている。また、当該機器は農産物検査においても補助的に活用されている。

### ○中食・外食事業者が求める米の品質の例

中食・外食事業者は、精米について、白度、水分、水浸割粒（炊飯後の外観や味に大きく影響する精米の水浸時の割れ具合）、砕粒、粉状質粒、たんぱく質、アミロースなど、農産物規格以外の項目も含む独自の基準を設け、精米の品質を確認しているケースが見受けられる。

## 農産物規格・検査に関する懇談会における中間論点整理(平成31年3月29日)

### 【農産物規格・検査の見直しに関する論点】

- 農産物検査での穀粒判別器の活用には一定の意義があるが、専門家による検討会において技術的な検討を行い、結論を得る必要。
  - 規格の項目の追加及び削減について、検査現場でのコストの増加に留意しつつ、専門家による検討会において技術的な検討を行い、結論を得る必要。  
また、着色粒の基準の緩和は難しいのではないか。一方、基準の緩和を求める現場及び消費者の声があることにも留意する必要。
  - 登録検査機関から国への検査結果の報告内容の削減や報告期日の延長等の見直しを行い、事務の効率化を図る必要。
  - 検査精度の向上のため、検査員を対象に国が行う研修の内容充実など、検査機関による適正な検査の実施を確保するための方策を検討する必要。
- ### 【米流通の現状を踏まえた各種制度に関する論点】
- 交付金の交付要件等について、米流通に悪影響が生じないことを前提としつつ直接取引などにおいて買い手から農産物検査証明を求められない場合まで現行の検査が必要か否か検討する必要。

- 現行のルールを維持していくことを基本として、袋詰め玄米及び精米の表示要件の見直しの可否について、本懇談会で示された多様な意見に留意しつつ、所管省庁とも議論しておく必要。